

大阪府 指定介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]

入所選考指針の概要

1 入所選考指針策定の背景

介護保険制度導入後、全国的な状況と同様に大阪府においても特別養護老人ホームへの入所の申込みが急増し、本年4月現在で、約7,200人の待機者が数えられています。

この要因としては

- ① 利用料負担の割安感
- ② 長期間待機を強いられるという不安感から、将来を見越して予約的な申込みをされる希望者も多いこと
- ③ 要介護1以上であれば誰もが自由意思で申し込むことが可能であること

などが要因として考えられています。

このような状況のもと、これまでの申込み順を重視する入所決定方法では、在宅での生活が困難になり、早急な入所が必要となった場合であっても、申込み順位が下位のため速やかに入所できないなどの不合理な状況が散見されることとなりました。

こうしたことから、国においても本年8月に施設の運営基準が改正され、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高い申込者を優先的に入所させるよう努めることとされました。

このような背景のもと、改正運営基準の趣旨に則り、新たに合理的で公平な入所者の選考方法を定める指針の早期策定が急務となりました。

2 指針策定の目的

施設サービスを受ける必要性の高い方が、優先的に入所できるよう合理的な入所選考を行うとともに、施設における標準的な入所選考手続きを明らかにすることにより、一層の透明性・公平性の確保を図ることを目的としています。

このため、府内の市町村・広域連合（保険者）及び施設において運用される入所選考指針を策定することにより、府内のどの施設を利用する場合であっても、共通した統一的な指針のもとで合理的かつ、透明性、公平性の高い入所選考がなされるようにするものです。

3 指針の特徴と概要

本指針は、大阪府社会福祉協議会老人施設部会と保険者である府内市町村・広域連合の代表で構成された検討委員会のそれぞれの検討組織と大阪府が協議・調整を図りながらとりまとめ、共同して策定したものです。

指針は、入所の必要性を評価する基準と円滑な制度の運用を図るための手順で構成されています。

(1) 入所の必要性を評価する基準としては、次のような基準を用いた総合評価方式により、入所の必要性の高い方が優先的に利用いただけるよう、施設における標準的な入所選考方法を定め、共通ルール化を図ります。

- ①要介護度 …… 介護保険被保険者証等に示されている要介護度。
- ②認知症の程度 …… 要介護認定調査票に示されている認知症老人の日常生活自立度。
- ③在宅サービス …… サービス利用票別表に基づく在宅サービスの利用状況
- ④地域での施設 …… 家族関係や地域とのつながりを保つ配慮等。
利用の推奨
- ⑤その他 …… 施設の専門性、家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な方への配慮など、その他、特別に配慮しなければならない個別の事情等。

これらにより入所の必要性を総合的に評価し、入所の優先順位を決定します。

(2) 円滑な制度の運用を図るための手順

- ①ケアマネジャー …… 施設では、入所の必要性を評価するために、原則として居宅介護支援事業所(ケアプランセンターなど)又は施設のケアマネジャー等の意見を付した調査票を添えて申込みを受けることとしております。施設への申込みを希望する方は、入所申込書の他にケアマネジャー等が、本人の状況に基づき必要な事項を記入した入所選考調査票に必要な添付資料を添えて、施設に対し申込みを行うこととなります。
なお、ケアマネジャー等による入所選考調査票の記入は、申込者の状況を客観的な立場から記載するものであり、これのみにより、施設入所の必要度が評価されるものではありません。

- ②合議制の入所選考機関の設置 …… 各施設に設置する合議制の入所選考委員会で、入所選考を行うことにより、選考手続きの透明性と公平性が担保されます。

4 期待される効果

大阪府をはじめ保険者、施設の三者が府内共通の入所選考指針を策定し、市町村・広域連合（保険者）及び施設において運用をすることにより、次のような効果が期待されると考えています。

- (1) 標準的な入所基準を明確化することにより、利用者の理解が得られやすくなり、数年先を見越して予約的な申込みをしなければ、なかなか入所できないという不安を払拭し、必要時には円滑に入所できるという安心感をもっていただくことができます。
- (2) 入所基準の明確化と共通化を図るとともに入所選考委員会での合議による選考手続きを経ることにより、入所にかかる事務の透明性・公平性が確保されます。
- (3) ケアマネジャーは、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識を有しており、介護保険利用に関する様々な相談援助を行うことになっております。「可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む」ことを目指す、介護保険制度の理念に一步でも近づくよう、在宅サービスの活用も含め、ご本人やご家族の意思を尊重しながら、最もふさわしいサービスの提供につなげることができると期待されます。

5 指針運用の支援体制

- ①入所相談機能の充実 …… 入所に関する各種相談に応じるサポート機能を各市町村・広域連合（保険者）の実情に応じて充実します。
また、ワムネットの情報提供機能を充実するよう働きかけをします。

- ②緊急入所への対応 . . . 要介護高齢者本人が家族等から虐待や無視を受けている場合、また、老々介護の世帯において介護者である方が急病で入院するなどの真にやむを得ない理由で、緊急に入所することが必要となった場合には、措置入所・特例入所制度を活用し、緊急入所に対応します。
- ③周知・広報活動 . . . 府、市町村・広域連合（保険者）、大阪府社会福祉協議会において、多様な媒体を活用してきめ細かな周知・広報活動を行うとともに、施設をはじめ関係する事業者に対しても説明会を開催して理解と周知を図ります。
- ④相談・苦情に対する対応 . . . 府、市町村・広域連合（保険者）、大阪府社会福祉協議会及び施設において、利用者・家族等からの相談・苦情に対応し円滑な制度導入を図ります。

6 実施時期及び経過期間

- (1) 指針は、平成15年1月1日から施行します。
- (2) 市町村・広域連合（保険者）及び施設は、経過期間において、平成15年4月1日から指針に基づく入所決定の運用を始めます。
- (3) 施設は、市町村・広域連合（保険者）と協力し府指針策定・施行後、その内容の公表と指針の周知を図るとともに、既に、施設へ申込みされている方に対し、上記経過期間中に再入所の申込みを行うよう、お勧めすることとしています。
- (4) 指針は、平成17年1月31日から施行します。

この概要で、「認知症老人の日常生活自立度」とは、厚生労働省が定めている「痴呆性老人の日常生活自立度」のことです。